を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の七第十四項の規定に基づき、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告） **第六十一条の七**　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。 一　別紙様式による報告書を次に掲げる方法のいずれかにより証券取引等監視委員会に提出する方法 イ　直接持参する方法 ロ　書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。次項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法 二　別紙様式による報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を利用して証券取引等監視委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（同条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）宛てに送信する方法又はこれに準ずる方法により証券取引等監視委員会に提出する方法 ［号を削る。］	（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告） **第六十一条の七**　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告を行おうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。 一　直接持参する方法 二　書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。次項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法 三　ファクシミリを利用して送信する方法